

土石（再生砕石含む）の堆積をしている事業者の皆様へ



彩の国
埼玉県

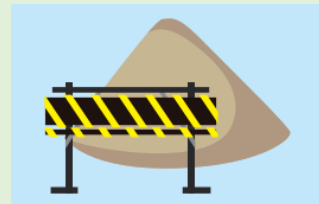
埼玉県では令和7年7月1日*から
盛土規制法の規制が始まります

重要

*指定都市・中核市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市）は、令和7年5月26日から規制開始

1 盛土規制法に基づく届出

令和7年6月30日以前から実施している
「土石（再生砕石含む）の堆積」は、
盛土規制法に基づく届出が必要です
（法第21条第1項・法第40条第1項）



（例）土石のストックヤードにおける仮置き場、資材置き場 等

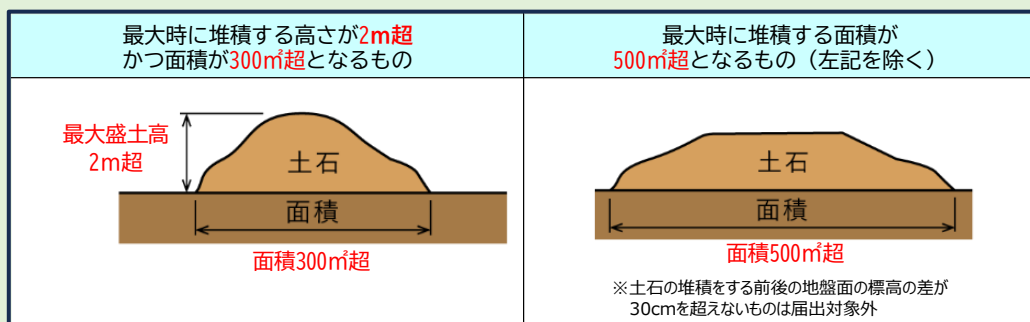
※他法令（土砂条例等）で許可を受けた土砂の堆積等も届出が必要です

届出期間

令和7年7月1日（火）▶▶▶ 令和7年7月22日（火）

※法令により、規制開始から21日以内に届出が必要

2 届出が必要な規模



3 提出書類

※規模により提出する書類が異なります

最大時に堆積する高さや面積	提出書類
①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	(1) 工事の届出書
②最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの（①除く）	
③最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの	(1) 工事の届出書 (2) 位置図 (3) 地形図 (4) 土地の平面図 (5) 写真
④最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの（③除く）	

土石の最大堆積時の高さ・面積・土量を記載してください

- ※ 現に土石の堆積に使用している土地の範囲で行う土石の堆積が対象です
- ※ 虚偽の届出をした場合には罰則の規定があります
- ※ 土地所有者・管理者等は、その土地を常に安全な状態に維持する必要があるため、危険な土石の堆積と判断される場合は、改善命令の対象となります

届出に関する手続きの詳細は、県ホームページでご確認ください

埼玉県盛土

検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/all02/kouhukin/kouhukin.html>

埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当（電話：048-830-5336）

※令和7年6月30日以前に着工している土地の形質の変更（盛土・切土）も届出が必要です。詳細は県HP

＜土石の堆積に関する工事の届出書＞

届 出 書

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事 殿

工事主 住所 埼玉県〇〇市〇〇丁目〇〇
氏名 〇〇 〇〇
株式会社〇〇開発
〇〇 〇〇

〔工事主〕
法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入

宅地造成及び特定盛土等規制法（第21条第1項、第40条第1項）の規定により、下記の工事について届け出ます。

第21条第1項:宅地造成等工事規制区域
第40条第1項:特定盛土等規制区域

※工事の土地が2つの区域にまたがる場合は、両方の条項に〇を付けてください

記	記	注
1 工事施行者住所氏名	埼玉県〇〇市〇〇丁目〇〇 株式会社〇〇建設 〇〇 〇〇	〔工事施行者住所氏名〕 法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入
2 工事をしている土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	埼玉県〇〇市〇〇丁目〇〇番1、〇〇番2の一部 （緯度：35.〇〇〇〇、経度：139.〇〇〇〇）	〔土地の所在地及び地番〕 申請地内の全ての土地を地番まで記入。代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って入力 埼玉県GIS（盛土等データベース）で当該地の座標を確認できます
3 工事をしている土地の面積	1,200 平方メートル	〔工事をしている土地の面積〕 土地の総面積であって道路、法面等を含めた面積を記入
4 土石の堆積の最大堆積高さ	5.0 メートル	〔土石の堆積の最大堆積高さ〕 土石の堆積の最大高さを記入
5 土石の堆積を行う土地の面積	800 平方メートル	〔土石の堆積を行う土地の面積〕 土石の堆積を行う最大の面積を記入
6 土石の堆積の最大堆積土量	2,000 立方メートル	〔土石の堆積の最大堆積土量〕 土石の堆積を行う最大の土量を記入
7 工事着手年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	〔工事完了予定年月日〕 未定の場合は「未定」もしくは空欄
8 工事完了予定年月日	未定	
9 工事の進捗状況	ストックヤードとして令和〇〇年〇〇月に営業開始	

〔注意〕

- 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

●添付書類が必要な場合

＜位置図＞

縮尺、方位、
道路及び目標となる地物が
わかるもの

＜地形図＞

縮尺、方位及び
土地の境界線がわかるもの
＊等高線は2mの標高差を示す

＜土地の平面図＞

縮尺、方位及び土地の
境界線等がわかるもの
＊堆積した土砂の崩壊を防止するた
めの措置の内容、空地の位置 等

＜写真＞

土地及びその付近の状況が
明らかなもの

5 提出方法

「電子申請・届出サービス」を利用した届出書の提出をお願いします
（紙で届出書を作成し、下記6の各環境管理事務所に持参により提出することもできます）

6 提出先

窓口	管轄市町村	連絡先
中央環境管理事務所	鴻巣市・上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・北本市・伊奈町	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 048-822-5199
西部環境管理事務所	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市 ・新座市・富士見市・日高市・ふじみ野市・三芳町	川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越公共施設棟4階 049-244-1250
東松山環境管理事務所	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町 ・小川町・毛呂山町・越生町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村	東松山市六軒町5-1 0493-23-4050
秩父環境管理事務所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	秩父市東町29-20 0494-23-1511
北部環境管理事務所	熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町・寄居町	熊谷市末広3-9-1 048-523-2800
越谷環境管理事務所	草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町	越谷市越ヶ谷4-2-82 048-966-2311
東部環境管理事務所	行田市・加須市・春日部市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市 ・白岡市・宮代町・杉戸町	杉戸町清地5-4-10 0480-34-4011

7 届出内容の公表

届出書に記載された情報は、法の規定により県ホームページで公表します